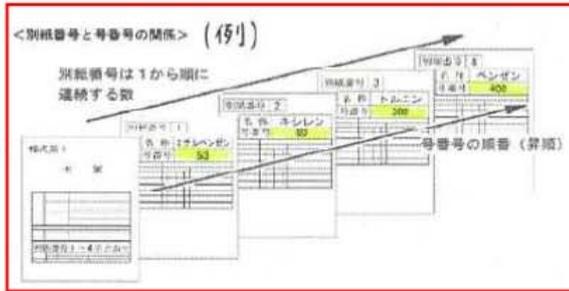


別紙番号 2

届出化学物質が2つ以上ある場合、**号番号の順番(昇順)**に各々記入。



第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	キシレン				
第一種指定化学物質の号番号	80				単位 K mg-TEQ (ダイオキシン類の場合)
排出量	イ 大気への排出			2	0.0
	ロ 公共用水域への排出				0.0
	ハ 当該事業所における 土壌への排出 (ニ以外)				0.0
	ニ 当該事業所における 埋立処分				0.0
移動量	イ 下水道への移動				0.0
	ロ 当該事業所の外への 移動 (イ以外)			5	0.0
	当該第一種指定 化学物質を含む 廃棄物の処理方 法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分利 06 最終処分			
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋳さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他			
※整理番号 ※ 記入不要					

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

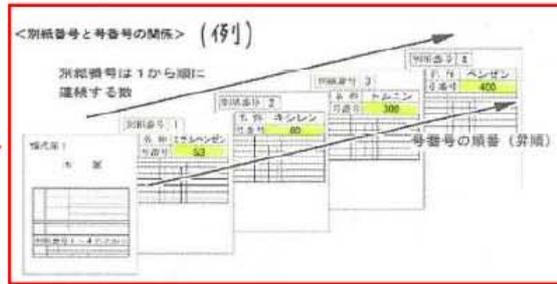
(二次元コード記載欄)

1/1



PRTR届出作成支援プログラム等を利用して届出書を作成した場合、左のような二次元コードが自動的に印刷されます。

別紙番号 4



届出化学物質が2つ以上ある場合、**号番号の順番(昇順)**に各々記入。

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	ダイオキシン類										
第一種指定化学物質の号番号	243										
排出量	イ 大気への排出									0.016	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ロ 公共用水域への排出									0.0	
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)									0.0	
	ニ 当該事業所における埋立処分									0.0	
移動量	イ 下水道への移動									0.0	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 移動先の下水道終末処理施設の名称
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)									0.68	
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分利 06 最終処分 廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋳さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他									
※整理番号	※ 記入不要										

※ダイオキシン類の場合は、**要注意!**
有効数字2桁で記入後必ず確認を。
 【参照:別添有効数字についての注意事項】

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

1/1



PRTR届出作成支援プログラム等を利用して届出書を作成した場合、左のような**二次元コード**が自動的に印刷されます。